

注意事項

○参加申請手続きについて

本案件は、参加申請の際に添付資料の添付は必要ありませんが、システムの都合上添付資料の添付を行わなければ手続きを進めることができません。

つきましては、参加申請の手続きの際に添付資料として仮のデータ（白紙のデータで可。データの種類や内容は問いません。この際の添付資料については、審査の対象とはなりません。）を添付してください。

工事入札参加者の皆様

工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

1) ランダム係数を用いた最低制限価格制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「ランダム係数を用いた最低制限価格制度」を適用します。

工事種別	予定価格	工事種別	予定価格
一般土木	概ね1億円未満	管	概ね1億円未満
建築	概ね1億円未満	舗装	6千万円未満
電気工事	概ね1億円未満	塗装	6千万円未満
水道施設	概ね1億円未満	造園	6千万円未満

(上記以外のその他専門工事では、6千万円未満に適用します。)

(1) 「最低基準価格」の算出（求め方）

最低基準価格は下記の算式により算出した額とします。ただし、その額が予定価格（税抜き）の75%を下回る場合は75%、92%を上回る場合は92%の額とし、1,000円未満を切り捨てた額とします。

$$\text{最低基準価格（1,000円未満切り捨て）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

(2) 「最低制限価格」の算出（求め方）

最低基準価格に、パソコンからランダムに抽出される係数（「1.0000」から「1.0099」までの数値（小数点以下第4位まで）をいう。）を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とします。ただし、算出された額が予定価格（税抜き）の92%を上回る場合は92%の額とします。

(3) 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

2) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

3) 配置予定（主任・監理）技術者について

建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければなりません。

なお、開札日が同日の工事を複数落札したにもかかわらず、技術者や現場代理人をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

4) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

5) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一人が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

6) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

7) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

8) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを

除く)は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス(申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス)に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp(契約課)」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp(建設総括室)」です。

9) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社(西日本建設業保証株式会社等)による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ(<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>)よりご確認ください。

令和8年度より制度が変更となる下記の件については、**令和8年4月1日以降に発注する案件**から適用します。本案件は令和8年3月31日までに発注する案件のため、適用されません。

・指名業者の事後公表拡大について

令和7年度までは入札・見積(特命随意契約を除く)のうち、予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者(入札・見積参加者)を事前公表とじていましたが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

・建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格(設計額)に変更が生じる場合であっても、入札前の段階で違算等が判明し、違算等の程度が軽微な場合は、予定価格を変更し入札を続行できることとします。また、入札後の段階で違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合は、指名競争入札へ移行できることとします。

・入札時に提出する工事費内訳書への労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととなったため、内訳書の様式に当該経費の項目を追加しますので記載して提出いただくこととなります。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。